

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条～第12条）

第2節 理事会（第13条～第16条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第17条～第20条）

第3章 資本金、出資及び資産（第21条・第22条）

第4章 委任（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、神奈川県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を神奈川県横浜市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、神奈川県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載又は利用することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載又は利用に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事10人以内及び監事2人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神奈川県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

（理事長以外の役員任命）

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、知事が任命する。

（役員任期）

第11条 理事長及び副理事長の任期は5年とし、理事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（職員任命等）

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

- 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(権限)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項及び病床数に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

病院の名称	所在地
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町
神奈川県立こども医療センター	横浜市南区
神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区
神奈川県立がんセンター	横浜市旭区
神奈川県立循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設を運営すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合に、知事から前条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務

のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により神奈川県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第22条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、神奈川県に帰属する。

第4章 委任

(規程への委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年4月1日又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第22条及び別表第2の改正規定は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第21条関係）

資産の種別	所在地	地積 (平方メートル)
土地	足柄上郡松田町松田惣領字川内866番1	7,219.51
	足柄上郡松田町松田惣領字川内866番13	11.21
	足柄上郡松田町松田惣領字川内875番	2,304.08
	足柄上郡松田町松田惣領字川内882番	254.00
	足柄上郡松田町松田惣領字川内883番	307.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1030番2	26.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1031番1	179.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1032番	314.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1033番1	117.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1033番3	142.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1034番4	353.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1048番1	555.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1049番4	330.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1052番3	14.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1052番4	354.09
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1053番1	274.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1053番2	55.86
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1054番1	26.16
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1054番2	55.83
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1055番	152.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1056番	251.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1057番	238.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1058番	271.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1059番	409.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1060番	519.00
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1060番2	43.93
	足柄上郡松田町松田惣領字五反田1060番3	42.21

足柄上郡松田町松田惣領字五反田1061番1	446.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1062番	383.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1063番	462.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1064番1	332.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1065番1	80.90
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1066番1	56.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1066番4	48.79
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1066番5	23.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1066番6	22.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1067番1	140.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1068番	677.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1069番1	227.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1070番	380.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1071番・1072番・1073番合併	330.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1074番1	227.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1074番2	105.00
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1075番1	216.24
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1075番2	2.02
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1075番4	1.88
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1075番5	6.49
足柄上郡松田町松田惣領字五反田1076番1	67.82
横浜市南区別所七丁目1224番2	1,635.00
横浜市南区六ツ川二丁目142番1	42,428.22
横浜市南区六ツ川二丁目142番86	519.26
横浜市南区六ツ川二丁目142番87	1,339.00
横浜市南区六ツ川二丁目142番88	4,371.74
横浜市南区六ツ川二丁目145番2	1,411.07
横浜市南区六ツ川四丁目1124番2	1,789.10
横浜市南区六ツ川四丁目1226番1	6.65
横浜市港南区芹が谷一丁目1060番3 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	1,812.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1051番	1,381.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1052番	92.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1053番1	810.06
横浜市港南区芹が谷二丁目1053番2	28.00

横浜市港南区芹が谷二丁目1053番3 (平成29年3月同1053番3を同1053番3及び同1053番10に分筆) (平成29年7月同1053番3を神奈川県に譲渡)	509.00 (平成29年3月の分筆及び当該分筆部分に係る平成29年7月の一部譲渡により、現在は68.00)
横浜市港南区芹が谷二丁目1053番5	99.68
横浜市港南区芹が谷二丁目1054番1	15,801.70
横浜市港南区芹が谷二丁目1054番2	707.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1055番1 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	3,529.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1055番2	1,344.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1056番	1,719.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1057番	2,033.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1058番	7,021.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1059番	793.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1060番1	9,923.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1060番5	428.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1116番2	525.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1116番3	215.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1117番1 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	9,704.07
横浜市港南区芹が谷二丁目1117番2	31.79
横浜市港南区芹が谷二丁目1117番6 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	468.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1119番2 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	10,673.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1119番3	2,422.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1236番1 (平成28年9月同1236番1を同1236番1及び同1236番6に分筆) (平成29年5月同1236番6を同1236番6及び同1236番8に分筆) (平成29年7月同1236番1及び同1236番8を神奈川県に譲渡)	10,125.17 (平成28年9月及び平成29年5月の分筆並びに当該分筆部分に係る平成29年7月の一部譲渡により、現在は6,279.37)

横浜市港南区芹が谷二丁目1244番 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	892.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1245番1 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	757.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1245番2	2.55
横浜市港南区芹が谷二丁目1246番 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	859.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1247番 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	495.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1248番 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	238.00
横浜市港南区芹が谷二丁目1249番 (平成28年9月同1249番を同1249番1及び同1249番2に分筆) (平成29年5月同1249番2を同1249番2及び同1249番3に分筆) (平成29年7月同1249番1及び同1249番3を神奈川県に譲渡)	1,289.00 (平成28年9月及び平成29年5月の分筆並びに当該分筆部分に係る平成29年7月の一部譲渡により、現在は952.00)
横浜市港南区芹が谷二丁目1250番	4,181.00
横浜市旭区中尾一丁目52番2 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	2,567.89
横浜市旭区中尾一丁目52番3 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	13,298.85
横浜市旭区中尾一丁目53番2 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	5,258.69
横浜市旭区中尾一丁目54番1 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	451.37
横浜市旭区中尾一丁目54番3 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	75.06
横浜市旭区中尾一丁目61番1 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	2,804.77
横浜市旭区中尾一丁目61番3	2,066.61
横浜市旭区中尾一丁目86番1 (平成29年7月神奈川県に譲渡)	4,244.27
横浜市金沢区富岡東六丁目1番1	11,047.00

横浜市金沢区富岡東六丁目1番2	6,289.00
横浜市金沢区富岡東六丁目1番4	1,230.00
横浜市金沢区富岡東六丁目2番1	208.00
横浜市金沢区富岡東六丁目3番1	479.00
横浜市金沢区富岡東六丁目3番5	29.00
横浜市金沢区富岡東六丁目3番6	29.00
横浜市金沢区富岡東六丁目3番8	13.00
横浜市金沢区富岡東六丁目4番	938.00
横浜市金沢区富岡東六丁目5番1	1,435.00
横浜市金沢区富岡東六丁目5番2	732.00
横浜市金沢区富岡東六丁目5番5	2,816.00
横浜市金沢区富岡東六丁目5番7	881.00
横浜市金沢区富岡東六丁目5番8	6.81
横浜市金沢区富岡東六丁目5番9	531.00
横浜市金沢区富岡東六丁目180番	3,305.00
横浜市金沢区富岡東六丁目181番・182番合併	823.00
横浜市金沢区富岡東六丁目201番	254.00
横浜市金沢区富岡東六丁目202番	2,039.00
横浜市金沢区富岡東六丁目203番	9,742.00
横浜市金沢区富岡東六丁目204番	231.00
横浜市金沢区富岡東六丁目205番	2,135.00
横浜市金沢区富岡東六丁目206番	201.00
横浜市金沢区富岡東六丁目207番	436.00
横浜市金沢区富岡東六丁目208番	446.00
横浜市金沢区富岡東六丁目209番	505.00
横浜市金沢区富岡東六丁目210番	879.00
横浜市金沢区富岡東六丁目211番	1,216.00
横浜市金沢区富岡東六丁目212番	3,761.00
横浜市金沢区富岡東六丁目213番	439.00
横浜市金沢区富岡東六丁目214番	15,116.00
横浜市金沢区富岡東六丁目215番	343.00
横浜市金沢区富岡東六丁目216番	33.00
横浜市金沢区富岡東六丁目217番1	3,052.00
横浜市金沢区富岡東六丁目217番3	1,418.00
横浜市金沢区富岡東六丁目218番	4,595.00

	横浜市金沢区富岡東六丁目222番1	2,060.00
	横浜市金沢区富岡東六丁目223番1	494.00
	横浜市金沢区富岡東六丁目226番2	3,572.00
	横浜市金沢区富岡東六丁目226番6	366.00
	横浜市戸塚区平戸町字筈井庄谷1174番5	3,364.00
	横浜市戸塚区平戸町字筈井庄谷1174番6	2,247.00
	横浜市戸塚区平戸町字浄泉谷1190番1	12,434.67
	横浜市戸塚区平戸町字浄泉谷1191番	1,523.00
	横浜市戸塚区平戸町字浄泉谷1197番1	4,022.01

別表第2 (第21条関係)

資産の種別	病院名	財産の名称	所在地	床面積 (平方メートル)
建物	足柄上病院	1号館	足柄上郡松田町松田惣領866番1	5,162.22
		廃棄物保管庫	足柄上郡松田町松田惣領866番1	34.00
		2号館	足柄上郡松田町松田惣領866番1	3,189.44
		医療ガス機械室	足柄上郡松田町松田惣領866番1	27.30
		コンプレッサー室	足柄上郡松田町松田惣領866番1	21.00
		空調機械室	足柄上郡松田町松田惣領866番1	37.10
		電気室	足柄上郡松田町松田惣領866番1	39.75
		薬液室	足柄上郡松田町松田惣領866番1	4.37
		3号館	足柄上郡松田町松田惣領866番1	14,154.90
		排水処理施設	足柄上郡松田町松田惣領866番1	91.43
		LPG置場	足柄上郡松田町松田惣領866番1	13.87
		車庫	足柄上郡松田町松田惣領866番1	45.50
		医療従事者公舎	足柄上郡松田町松田惣領875番	4,988.39
		ポンプ室、受水槽、ボンベ庫	足柄上郡松田町松田惣領875番	55.00
	こども医療センター	管理棟	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	11,711.99
プール附属棟		横浜市南区六ツ川二丁目138番4	42.51	
プール附属棟		横浜市南区六ツ川二丁目138番4	24.57	
機械室		横浜市南区六ツ川二丁目138番4	5.61	
ポンプ小屋		横浜市南区六ツ川二丁目138番4	31.59	

	車庫及び機械室	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	570.69
	ガスボンベ庫	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	7.59
	本館及び周産期棟	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	32,988.72
	医療ガスボンベ庫	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	5.75
	医療ガス機械棟	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	43.75
	廃棄物棟	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	67.36
	肢体不自由児施設 及び言語治療棟	横浜市南区六ツ川二丁目138番4	2,239.62
	看護師宿舎	横浜市南区六ツ川二丁目142番17	1,585.47
	医師独身寮及び 運転手公舎	横浜市南区六ツ川二丁目142番40	875.39
	医師公舎1号棟	横浜市南区六ツ川二丁目142番16	204.98
	医師公舎2号棟	横浜市南区六ツ川二丁目142番16	204.98
	医師公舎3号棟	横浜市南区六ツ川二丁目142番16	216.08
	医師公舎4号棟	横浜市南区六ツ川二丁目142番16	216.08
精神医療 センター (旧 精 神医療セ ンター芹 香病院)	管理診療棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	3,209.31
	ポンプ棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	37.44
	サービス棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	1,855.28
	A病棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	4,131.34
	B病棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	4,112.32
	消防ポンプ収納庫	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	59.00
	C病棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	4,112.32

		喫茶棟 (平成26年 8 月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	80.33
		作業療法棟 (平成23年 3 月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	2,011.54
		営繕作業棟 (平成23年 3 月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	73.50
		温室	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	44.10
		温室	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	44.10
		収納庫	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	41.40
		社会療法棟 (平成23年 3 月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	801.96
		車庫棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目5番1	105.00
		保育施設棟 (平成29年 7 月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目2番5	347.32
	精神医療 センター (旧 精 神医療セ ンターせ りがや病 院)	本館 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目3番1	4,253.27
		倉庫棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目3番1	14.75
		車庫棟 (平成27年11月 除却)	横浜市港南区芹が谷二丁目3番1	20.65
		第2医療職員公舎 (平成23年11月 こども医療センタ ーに管理換え)	横浜市南区六ツ川二丁目142番43	949.20

		ポンプ室 (平成23年11月 こども医療センターに管理換え)	横浜市南区六ツ川二丁目142番43	6.64
がんセンター		A棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	15,765.24
		B棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	7,567.46
		廃棄物貯蔵庫 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	25.98
		放射線治療棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	1,261.07
		放射線治療棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	209.03
		倉庫・機械室 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	92.25
		研究棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	2,722.82
		管理・医局棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	1,620.80
		講堂棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	935.39
		機械棟 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	440.80
		機械棟 (平成27年3月)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	1,646.12

	除却)		
	マニホールド室 (平成27年3月 除却)	横浜市旭区中尾一丁目1番2	63.00
	医療従事者公舎	横浜市旭区中尾一丁目2番8	2,946.85
	ポンプ室	横浜市旭区中尾一丁目2番8	18.13
循環器呼 吸器病セ ンター	本館・東病棟・西 病棟・南病棟・結 核棟・第1検査診 療棟・第2検査診 療棟	横浜市金沢区富岡東六丁目16番1	20,936.58
	医療ガスボンベ 揚水ポンプ室	横浜市金沢区富岡東六丁目16番1	27.06
	オイルタンク室	横浜市金沢区富岡東六丁目16番1	13.68
	ポリタンク置場	横浜市金沢区富岡東六丁目16番1	9.62
	第1看護師宿舎・ 第2看護師宿舎	横浜市金沢区富岡東六丁目16番1	2,093.72
	倉庫棟	横浜市金沢区富岡東六丁目16番1	657.55
	講堂棟	横浜市金沢区富岡東六丁目16番1	267.05